

## 必須事務及び選択事務について

11 月 20 日開催の第 4 回地区代表者会議に、以下の資料を提出し

- ①必須・選択事務に関して、市は、これまでに地区代表者から出た意見や質問に対する回答を、すべて反映させて修正した内容の資料を提示すること
  - ②回覧物について、さらに負担軽減を図るため、広報の活用等の検討を進めること
  - ③必須・選択事務の内容の詳細について、市がさらに検討し説明すること
- 以上を条件として、地区代表者の皆さまと一定の合意が得られました。

平成 22 年度からの本格的な活動に向けて、住民自治協議会の事業計画策定等に不可欠であることから、平成 22 年度の必須・選択事務の項目について合意を図ってまいりたい。

### 1 検討の経過

- (1) 第 16 回都市内分権審議会（平成 20 年 6 月 25 日）
  - ・必須事務等に関する市の（案）を提示し、審議会として意見聴取
- (2) 第 2 回都市内分権地区代表者会議（平成 20 年 7 月 25 日）
  - ・必須事務等に関する市の（案）を提示
  - ・審議会の意見を踏まえて、「必須事務と選択事務に関する補足説明」により説明
    - ◆やらされ感の軽減を主眼とする説明
    - ◆選択事務に関する個別事例の説明 ほか
  - ・依頼事務の見直し（案）に対する質問・意見（161 項目）に市から回答し、これに基づく質疑応答・意見交換
- (3) 第 3 回都市内分権地区代表者会議（平成 20 年 10 月 7 日）
  - ・「必須・選択事務に関する質問・意見に対する回答」（30 項目、必須・選択事務については 14 項目）に基づく質疑応答・意見交換

### 2 今後の進め方について

#### 必須事務について

- (1) 必須事務は必要に応じて見直すこととし、その際は地区代表者会議などで地域の皆さまと合意した上で決定していく。
- (2) 必須事務項目については、本日の資料 6 「住民自治協議会に関する法整備について」における「〇〇地区住民自治協議会と長野市との協働に関する年度協定書」に記載していく予定である。

#### その他

- (1) 臨時的・地域個別的に生じる市からの依頼事務については、その都度必要に応じて、当該地区住民自治協議会等と協議する。